

税金 トレンド! ZEIKIN TREND

税金の「今」
がわかる!

これだけは押さえておきたい 令和4年の年末調整

年末調整の基本とよくある質問



1月から12月までの給与・賞与から源泉徴収された所得税及び復興特別所得税は、いわば仮払いの税金であり、年間の給与総額について納めなければならない税額（年税額）と一致しないのが通常です。年途中で扶養家族の数が変わった、生命保険料の控除があるなど、一致しない理由は人それぞれですが、こうした不一致を精算するため、その年に納めるべき所得税及び復興特別所得税額を正しく計算して精算する手を年末調整といいます。

給与に未払いがあったらどうするの？ 源泉徴収票がもらえない場合はどうしたらいいの？
など、年末調整に関する疑問も解決します。

1 年末調整の対象となる人と年末調整の時期

年末調整の対象となる人

- ① 1年を通じて勤務している人
- ② 年途中で就職し、年末まで勤務している人
- ③ 年途中で退職した人のうち、次の人
 - (1) 死亡により退職した人
 - (2) 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと見込まれる人
 - (3) 12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人
 - (4) いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる場合を除きます。）
- ④ 年途中で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人

年末調整の時期

- ① 及び ② の人
……………本年最後に給与の支払をする時
(通常は12月)
- ③ の人 ……退職の時
- ④ の人 ……非居住者になった時

ここがポイント

その年最後に給与の支払をする月中に賞与以外の普通給与と賞与とを支払う場合で、普通給与の支払よりも前に賞与を支払うときは、その賞与を支払う際に年末調整を行っても良いことになっています。

2 扶養控除等申告書の確認

要件に当てはまるか、証明書などの添付漏れがないか確認しておきましょう。

	要 件	控除金額	留意点等
配偶者控除	所得者本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合で、生計を一にする合計所得金額が48万円以下の配偶者がいる場合	合計所得金額に応じて最高38万円 (配偶者が老人控除対象配偶者の場合は、最高48万円)	いわゆる内縁関係の人は配偶者に含まれない。
配偶者特別控除	所得者本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合で、生計を一にする合計所得金額が48万円超133万円以下の配偶者がいる場合	合計所得金額に応じて最高38万円	配偶者の合計所得金額が48万円以下又は133万円超の場合は適用できない。
所得金額調整控除	所得者本人の給与収入金額が850万円を超える人で、特別障害者に該当する場合又は年齢23歳未満の扶養親族、特別障害者である同一生計配偶者若しくは特別障害者である扶養親族を有する場合	最高15万円 計算方法：(給与等の収入金額※－850万円)×10% ※給与の収入金額が1,000万円を超える場合には1,000万円。	同一世帯に属する夫婦において、その両方に850万円を超える給与収入があった場合は、その夫婦の両方が控除を受けられる。

扶養控除	所得者と生計を一にし、年齢16歳以上で合計所得金額が48万円以下の親族がいる場合。 ※配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。	一般の控除対象扶養親族……38万円 特定扶養親族……………63万円 老人扶養親族……………48万円 // のうち同居老親等……58万円	・「親族」とは、6親等内の血族と3親等内の姻族をいう。 ・国外居住親族の場合は、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要。
障害者控除	所得者本人やその同一生計配偶者、扶養親族に身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人がいる場合。 ※手帳の交付が無い場合でも、一定の要件のもと、同等の障害があると認められる人を含む。	一般の障害者……………27万円 特別障害者……………40万円 同居特別障害者……………75万円	・療育手帳A、身体障害者手帳1級又は2級の場合は特別障害者に該当する。 ・国外居住親族の場合は、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要。
寡婦控除	所得者本人の合計所得金額が500万円以下で、①夫と離別した後婚姻をしていない人で、生計を一にする合計所得金額が48万円以下の扶養親族がいる場合、②夫と死別した後婚姻をしていない人。	27万円 (ひとり親控除の要件に該当する者を除く。)	・生計を一にする子は、他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされていないこと。 ・住民票に、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がある場合は、控除を受けられない。
ひとり親控除	所得者本人の合計所得金額が500万円以下で、現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人のうち、生計を一にする合計所得金額が48万円以下の子がいる場合	35万円	
勤労学生控除	合計所得金額が75万円以下(うち給与と所得等以外の所得金額が10万円以下)で学校等の児童、生徒、学生又は訓練生である場合。	27万円	専修学校等の生徒又は職業訓練法人の訓練生であることの証明書の添付等が必要。

3 年末調整のよくある質問Q&A

Q1 業績悪化のため、給与の未払いがありますが、年末調整できますか?

A1 未払給与がある場合には、その金額も支払金額の総額に含めます。また、未払給与に対応する所得税及び復興特別所得税の額も、年間の所得税及び復興特別所得税の額の総額に含めたところで年末調整を行います。

Q2 外国人の社員も年末調整をしなければなりませんか?

A2 その外国人が居住者であり、給与所得の扶養控除等申告書を提出している場合において、年間の給与総額が2,000万円以下であるときは、年末調整を行います。 (注) 居住者とは、国内に住所を有し又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。

Q3 10月から2年間の予定で海外派遣される社員の年末調整はいつ行いますか?

A3 海外に1年以上勤務する予定で年の途中に出国する人は、その年の1月1日から出国の日までに支払の確定した給与等の総額が2,000万円以下であるときは、出国の日までに年末調整を行います。そのため、居住者期間中に生命保険料控除等の対象となる支払がある場合は、保険会社に対して早めに証明書の発行依頼を行う必要があります。

Q4 中途採用した従業員は、前職分の源泉徴収票を提出してもらう必要がありますが、前職の会社から源泉徴収票がもらえない場合はどうしたら良いですか?

A4 従業員の住所地を管轄する税務署に「源泉徴収票不交付の届出書」を提出すると、税務署から前職の会社へ指導が入り、源泉徴収票が交付されることになるでしょう。しかし、会社が倒産してしまっている場合や指導の時期が年末調整に間に合わないなどのケースでは、給与所得者ご自身が確定申告を行うことになります。なお、会社が倒産してしまっている場合は、給与明細等が支払金額等の証明になりますから、大事に保管しておきましょう。

Q5 母は、年金収入120万円とパート収入80万円があります。母を扶養に入れることはできますか?

A5 年金は雑所得、パート収入は給与所得です。それぞれ所得額を算出し、合算した所得が48万円以下なら扶養に入ることができます。

年金	合計所得
65歳以上の場合…… $\frac{120\text{万円}}{\text{年金収入}} - \frac{110\text{万円}}{\text{控除額}} = \frac{10\text{万円}}{\text{雑所得}}$	65歳以上の場合 $10\text{万円} + 25\text{万円} = 35\text{万円} \leq 48\text{万円} \Rightarrow \text{扶養OK}$
65歳未満の場合…… $\frac{120\text{万円}}{\text{年金収入}} - \frac{60\text{万円}}{\text{控除額}} = \frac{60\text{万円}}{\text{雑所得}}$	65歳未満の場合 $60\text{万円} + 25\text{万円} = 85\text{万円} > 48\text{万円} \Rightarrow \text{扶養にできない}$
給与	
80万円 - $\frac{55\text{万円}}{\text{控除額}} = \frac{25\text{万円}}{\text{雑所得}}$	

Q6 年末調整を行った後、計算が誤っていたことが判明しましたが、どうしたら良いですか?

A6 原則として、「給与所得の源泉徴収票」を交付する翌年1月末日までに年末調整の再計算を行います。